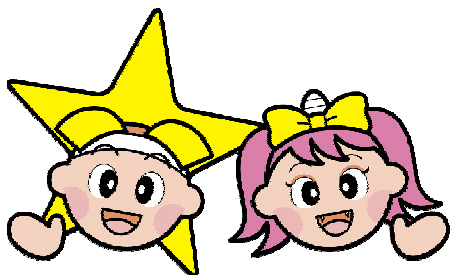


# 制度資金は、「長期、低利」で借ることができます。



岡山県マスコット「ももっち・うらっち」

制度資金は、政策目的のために、国や県の財政資金を活用していますので、長期、低利となっています。

制度資金の借入に当たっては、こんな点に気を付けてください。

## 1 合理的な計画を立ててください。

借入を希望される方は、これまでの経営状態を踏まえ、経営の規模拡大、改善等による増収額や各年の償還額等を考えて、合理的な計画に沿って制度資金をご利用ください。

## 2 貸付決定又は利子補給承認前の事業着手はできません。

貸付決定又は利子補給承認前に事業着手した場合や既に事業完了している場合には、貸付け又は利子補給の対象とはなりません。

また、融資後に事前着工が判明した場合は、一括償還の対象となります。

## 3 制度資金の併せ貸しはできません。

同一の施設等について、二つ以上の制度資金を併せて利用することはできません。二つ以上の資金を併用する場合は、対象となる事業をきちんと区分する必要があります。

## 4 法手続きを済ませてから申請してください。

関係法令の許認可等が必要な事業については、事前に必要な手続きを終了してから申請してください。（農業振興地域の整備に関する法律、農地法、建築基準法等）

## 5 変更等が生じたら関係機関に相談してください。

事業内容を変更する際には、一定の条件があります。やむを得ない事情で変更したい場合は、必ず事前に相談してください。

## 6 資金の受け払いは確実に記録してください。

支払先からは必ず領収書、請求書、契約書を受け取ってください。

（この領収書等が事業費支払の証拠書類となります。）

工事契約書、見積書、納品書、請求書等は返済が完了するまで、借入関係の書類とともに保管してください。

また、事業の経理状況を明確にするために、借入者名義の別段預金口座を利用し、自己資金を含め資金の受入れ、支払いに際して、そのつど通帳に記録が残るようにしてください。

（貸付金が入金されたら早急に支払いを済ませ、預金口座に貸付金が滞留しないようにしてください。）

## 7 借受けた資金は計画以外には使えません。

資金で取得、造成した機具・施設等は、借入目的以外に使用・譲渡・交換・貸与・使用中止・運営の他人への委託等が禁止されています。また、借受けた資金は当初に計画した資材、機械等の支払い以外の用途には使用できません。これに違反した場合は、一括償還又は利子補給の打切り等になります。

## 8 事業完了後は実績の確認を行います。

事業完了後は、領収書等に基づき実績事業費を確認します。また、借入に係る事業の確認検査にご協力いただくことがあります。

## 9 当初の計画どおり償還しましょう。（繰上償還を除く。）

償還金を延滞した場合は、約定により遅延損害金が課せられたりします。また、償還について誠意がないと認められた場合や償還が不能であると認められた場合は、差入担保の処分、保証人への弁済請求という事態に至ることは一般の資金と同様です。

なお、罹災や疾病等の場合は、償還条件の緩和について相談することができます。